

第2回検討会に向けての論点整理(各論部分)

I. システムの機能についての主要論点について

1 届出取消・取消処理等

【論点】

- 履歴については、改ざん等不正防止の観点からも、事務的なミスの修正も含め全て残すことが重要であり、システム内部からも履歴が残らなくなるような取消機能は、実装すべきではないのではないか。
- 履歴については、例えば、事務的な入力誤り修正のように、居住関係の公証事実には直接必要のない情報をあえて提供することは、住民にとって必ずしも必要ないこともあることから、証明事項の記載としては、必要に応じて履歴を記載しない取消機能も、選択可能なものとして実装すべきではないか。
- 履歴については、システム内部において記録しておくものと、住民票の写し等各種証明書において証明事項として記載するものとに分けて整理し、個別に取消機能の要否を検討すればよいのではないか。
- 情報連携が進めば進むほど瞬時に情報が共有されることとなるため、取消処理についても同様に共有される以上、取消しができるタイミング・範囲について整理する必要があるのではないか。
- 履歴情報は、住民票の写しの交付等の対象となる住民票記載事項ではないことから、履歴情報を公証することは制度上想定されておらず、そもそも誤って削除等した履歴情報を公証する機会はないのではないか。

【主な意見】

- 履歴には、住民票に出す履歴と、システム上記録する履歴との2種類がある。基本的にシステムの履歴は残すべきだと思うが、住民票に履歴を出力すべきか、というと、そうでないものもある。
- 住基ネットは間違っていたらデータを消すが履歴を残すことで、データの積み重ねの正確性を証明していくというもの。修正内容を全て保管しているものと、証明として出力すべききれいな公表用ベースを両方用意するという方法もあり得る。間違った内容で証明が出力された履歴が残っていることは、それを信じた人にとって対抗要件になるため、履歴を残すことは重要
- 証明として出すべきものと、システム上、当時は間違った記録がなされていたという履歴の両方が残っているのがあるべき姿。一方、システム上の制約があり、その2つを分けて管理することが難しい。何を削除するのか、何を残すのか、制度上の範囲を示すことが必要。ベンダに既存のプログラムを全て書き直させるくらいの覚悟で今回検討する必要がある。ただし、理想のシステムを作る、又は買うということは現実的に難しいため、現状のシステムを基本に、運用上の対応の在り方も考える必要がある。

- 住民基本台帳については、住民票であるべき履歴と、実際に触った履歴の2種類だが、データ間の連携によって、他のシステムに誤ったデータが移動された際の処理はベンダごとに決まっている。システムとの連携を考えたときの影響は、自治体の業務内容、パッケージをいずれもあまり変えない処理をベンダに考えていただきたい。
- 完全に履歴を廃棄するという処理はいずれのシーンでも難しいので、現場にはそういった処理はできないと説明している。現行システムは回復の能力が高く、誤って死亡扱いにした場合は回復処理をかけて、連携する部分については自動では回復しないものもあるので、個別に確認して対応し、住民への説明責任も果たしている。
- 戸籍についてはセットアップ時の二重入力以外は必ず履歴を残し、誤りがあってもそれを住民に知らせるといったスタンスなので、履歴を完全に削除できないという方針が固まれば、住基、国保、年金いずれも一律の形で扱うことになる。行政側が入力を誤ってはいけないという文化を定着させるべき。一方で、今後マイナポータルによっても、誤りが住民の目に触れるリスクは高くなると想定され、携わる職員の負担が重いという面もある。
- 証明書で履歴が出るというイメージはあまりない。住民基本台帳制度上、備考欄は証明事項になっていないが、改製機会の抑制の観点から、ベンダのパッケージ上、個々の履歴を備考欄に記載する運用になっているものがあり、住民の求めに応じて履歴情報を記載事項として証明しているのではないか。
- 通常の証明書であれば、履歴が積まれた一番上の情報が出るため、不要な情報が表にできることはないが、引越しや警察への届出を一枚の証明書で済まそうとする場合、備考欄に履歴等不要な情報が表示されることがある。通常、備考は個人のところにメモ帳をつけるという運用で、理由や履歴が全て備考欄に表示される運用にしているわけではない。
- 履歴の取消しについて、過去の履歴を修正した場合にデータがきちんと連携されない場合がある。他システムから連携の要望が出ることがあるが、そこまでのものは金額的に調達できないのが現状

2 エラー表示

【論点】

- まずは、エラー自体の定義や範囲を決めなければならないのではないかと。操作性の話であれば、標準化する必要はないのではないかと。
- 住民に証明書として交付してはいけないものを特定する、という整理もあるのではないかと。
- エラーについて、画面表示方法レベルはベンダの創意工夫に委ねればよく、データ出力の段階で整合を取るべき項目を議論すればよいのではないかと。
- エラーやアラート表示については、論理上のもののほか、従来、自治体によって様々に実装されてきたフルプルーフやフェイルセーフ機能の検証も含めて議論すべきではないかと。

【主な意見】

- エラー表示の仕方について、間違った理由が表示される等、次のアクションにつながるような

エラー表示にしてほしいという希望がある。

- エラーとは何かを決めなければならない。操作性であれば統一しなくてもいい。操作性以外ではエラーの定義をしなければならない。エラーの認識が違くと論理判断ができない。細かくエラー表示をするのであれば、画面表示等まで標準化の範囲に含めなければならないことになる。
- エラー表示の目的はトラブルを起こさないことなので、過去にどの場所でどのような誤入力が生じたかを過去の事例を参考に議論すべき。
- 標準化の目的は正しい住民記録システムができること。住民に証明として出してはいけなものを特定できればよい。エラーをどのような画面で表示するか等まで標準化しようとする、ベンダに全て任せることになってしまう。最後の出力の段階で、整合がとれるべき項目の特定くらいしか、標準化の議論の中ではできない。後はベンダが創意工夫で操作性を高めればよい話

3 改製関係

【論点】

- 住民票の記載事項ごとの満欄の設定は自治体によって様々であることから、標準化に当たって費用面・技術面からの負荷がない場合には、満欄による改製はなくなるように、証明事項ごとの欄数の上限をなくしてもよいのではないか。
- 費用負担を抑えるという観点では、ベンダ間のシステム移行の際には、改製という手段をとることが適当ではないか。

【主な意見】

- 証明書の交付は紙ベースなので、データベース以外の場所での制約が実際に問題になるのではないか。
- 証明を希望する利用者に証明したい情報を特定してもらい、その情報に絞って証明書を出すという発想をすれば、もっとよいデータ管理、証明の方法があるのではないか。
- 証明書を出す場合は各情報の最新のものだけを出せばよい。データを持つ数に制限をかけることが技術上可能で、費用面の問題も生じないのであれば、そのようなシステムを標準とすれば改製の問題はなくなるのではないか。
- 過去のデータがあるので改製をしないのであれば、過去の異動履歴等を証明するためのデータを新しく作らなければならなくなる。改製と新規構築との作業・費用の負担の比較で考える必要がある。
- ベンダ間のシステム移行の際は改製という手段をとることが最も負担が小さい。改製せずにベンダを乗り換えようとする、過去の改製履歴を全て照合する等の負担が発生する可能性がある。
- 過去の改製履歴のデータを移さず、これから完全に新しく住民票のシステムを作るのであれば、改製の考えはない方が確実に楽。しかし、従来のシステムがベンダ間でかなり標準化されつつある中で、従来品にない、改製という概念を含まない新たなシステムを構築するとなると、

作業・経費の負担が過大になるのではないか。

- 改製の概念をなくすのであれば、ベンダ間でテーブル構造まで統一しなければならない。既存の製品は、システム自体が標準化されつつあっても、テーブル構造や正規化の考え方は違う。
- 法律上、改製の概念が残ったままでも、各項目のデータ数に制限がなければ、欄が一杯になったから改製ということとはなくなる。持てるデータの数にゆとりがある、もしくは無制限のものを作ることが費用的に可能であれば、満欄による改製は不要になるという考え方もできるのではないか。

4 除票関係

【論点】

- 過去の住民票の写し等を現在のシステムから出力することは困難であるとして、過去のものは当時の形式で出力する方法とすべきか。あるいは、150年保存を考え、過去の除票を最新の除票のレイアウトで出力すべきか。
- 費用面については、過去の除票を最新の除票のレイアウトで出力するためには、データフォーマットの変更等により、費用が掛かるのではないか。その一方、150年保存を考えれば、ベンダを乗り換えるたびにレイアウトが変わり、古いレイアウトを150年間持ち続けることも、費用が掛かるのではないか。
- 過去に作成された文書の情報公開と、過去の情報について交付する証明書とでは、出力すべきレイアウトの考え方は異なるのではないか。

【主な意見】

- いろんなパッケージを見たところ、備考欄や住所、名前等、各パラメータにデータを持てる上限数を設定し、満タンになったら改製するというのが基本的な流れ。そのため昔の住民票を今のシステムから出すのは至難の業なので、過去のものは当時の形式で出力する方が現場の理解は得やすい。

5 DV 関係

【論点】

- DV 支援措置については、証明書交付のための住民記録システムの機能にどのように抑制をかけるかという点に限定して議論すべきではないか。
- ポップアップなのかどうか、どういう目印を使うか等については、操作性にも関わることから、標準仕様書において規定せず、ベンダに委ねても良いのではないか。
- DV 支援措置について、システム上で管理・連携している自治体とそうでない自治体があるが、標準化するには、実装する必要があるのではないか。
- DV 情報の管理について、標準仕様書においてはどの範囲まで(例:フラグだけ立てるか、支援措置申立書の内容を全て盛り込むか)住民記録システムの中で管理すべきと考えるか。

【主な意見】

- 住基ではなくカスタマイズの多い税や福祉のシステムの中で、カスタマイズ部分全てに正しく情報が連携されていないというのが問題
- DV については今年度で既に十数件の漏洩が起きている。従前は住基担当課からの人的ミスがほとんどだったが、近年では、データ連携先での取得・管理が不十分であることから漏洩するという事案が増えており、DV に対する問題意識は住基ではなく市町村システム全体の連携等の課題
- DV 関係のとりまとめ課がないというのも問題で、多くのシステムに散らばる DV 情報をどこが横串に見るかがボトルネックになっている。そういう事故を防ぐためのシステムはどのようなものかということを見ると細かい議論になってしまう。
- 住基システムに限定して DV の問題を考えるならば、論点は証明発行機能にどう抑制をかけるかという点のみ。住所異動していないが、DV によって避難してきている子供等をシステム上どう扱うか等にまで話を広げるなら、市で管理しているシステム全体にまで踏み込まなければならなくなるため、この場では証明発行のための住基システムの機能に限定し、画面上にどのように表示するか程度の話にとどめるべき。

Ⅱ. 標準化のニーズの高い様式・帳票について

◇ 住民票の写し・転出証明書

【論点】

- 法令で定められている項目はどの自治体も設定されていると認識しているが、項目名の表記揺れについては、必ずしも法令の書きぶりに合わせる必要はないのではないか。ただし、その場合でも、標準様式としては、項目名を定める必要があるのではないか。
- 法令に定められていない項目(例:転出証明書における新世帯主や住所を定めた日)については、必ずしも必要な項目と言えず、原則として標準様式に加える必要はないのではないか(資料2-2参照)。
※ 必要ある場合、本分科会において、どの項目が必要か、議論した上で決める必要がある。
- 法12条5項において、特別の請求が無い限り省略可能である旨定められている項目(例:住民票の写しにおける選挙人名簿登録や国民健康保険の資格)については、標準様式に加えるべきか(資料2-2参照)。
- 住民基本台帳法施行令第6条の2に基づき、「住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるもの」に該当するものとして運用している事項があるのか。仮にある場合、法令上も、市町村長ごとの判断に委ねられているものは、標準化の項目にはなじまないものがありうるか。

【主な意見】

- 項目上の表記揺れについて、法令の書きぶりに合わせる必要が制度上あるのか。
- 削除については、届出と異動、転出と転入という二つの時間軸がある。過去転出の提出によって、その日のうちに削除をした場合、後から転出先から転入通知が来ると、転出と転入の日にずれが生じる。このようなケースにおける削除のタイミングは自治体によって異なると認識している。ベンダによって決まっている部分でもあるので、本検討会で整理する必要がある。当市では過去転出での削除日と転入通知に日程のずれが生じた場合は、転入通知の日を削除日とする。ただし、連携先のシステムに削除の情報が渡っている部分は全て自動で回復させられる仕様にはなっていないので、紙で情報を担当課に回し、手入力で修正している。ただし手作業なので、どの程度正確に反映されているかは把握していない。
- 項目名に多少の差はあっても、法令で定められている項目はどの自治体も持っている認識している。

Ⅲ. 各論点の決め方について

- I・IIの各論点について、全て本分科会で詰めるというよりも、別の場で詰めた方が良いものもあるのではないか。
 - 例えば、
 - ・ べき論や使い勝手の観点よりも、費用面や技術面から検討すべきものについては、ベンダ間で標準案を整理した上で、本分科会において承認する
 - ・ 作業量の多さから全て本分科会で一つ一つ決めていくことが現実的でないものについては、事務局と委託事業者において標準案を整理した上で、本分科会において承認する
 - ・ 自治体間で、べき論や使い勝手の観点から十分議論すべきものについては、本分科会で、標準案を議論し、決定する
- こととし、その仕分けについての考え方を本分科会で整理することとしてはどうか。
- その場合、I・IIの各論点については、例えば、どのように仕分けるか。

【主な意見】

- 機能を精査して、こういう調達仕様書で良いですねというところまでやれば、べき論で詰めるべきか、ベンダに任せて OK かという決め方の判断基準ができてくる。事務方の別の検討会でべき論を詰めるのか、ベンダに任せるのか等、一度流れを作って、プロトタイピングしてみるということが重要。論点の決め方だけでも最後まで決めることが大事。
- 旧システムの改正原住民票の扱いは、例えば簡易なサブシステムにより閲覧・印刷を可能とする等ベンダ各社の考えを踏まえ検討すべきと考える。